

石川県滝港マリーナの平成22年度管理状況

| | |
|-------|--------------------------------|
| 施設所管課 | 土木部港湾課 |
| 指定管理者 | 財団法人 羽咋市体育振興事業団 代表者 辻 角 邦 昭 |
| 指定期間 | 平成21年4月1日～平成24年3月31日 |

(1) 管理業務の実施状況

| 業務内容 (協定・条例に規定) | 具体的な業務(仕様書、事業計画)の実施状況 (不十分な場合、その理由、指摘事項を記入 新規業務に関しては、新規であることが分かるよう記入) |
|--------------------------|---|
| 使用する者への利便の提供に関する業務 | 施設の使用受付、案内等の接遇向上 <ul style="list-style-type: none"> ・ 従事員全員に対し、気象、海象状況の把握を徹底 ・ 利用者心得等配布 ・ 出港問い合わせへの気象・海象状況案内 利用者の苦情・意見の把握・対応 <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者アンケートの実施(延23通) ・ ホームページで対応(H22年度は苦情や問い合わせは0件) ・ 利用者ニーズの反映(利用料支払方法の便宜など) その他特記事項 <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者への船台の貸出 |
| 利用の促進に関する業務 | 自主事業の企画・実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ ヨット大会(天候不順のため中止・未実施もあり) 施設の情報提供、広報、広告 <ul style="list-style-type: none"> ・ ホームページを運営 周辺地域、関係機関との連携・協力の推進 <ul style="list-style-type: none"> 沿岸、海難事故等に関する救助活動等レスキュー艇での連携 ・ 地元ボランティア救難所員(羽咋滝港マリーナ救難所) ・ 石川県漁業協同組合羽咋支部、柴垣支部 ・ 金沢海上保安部 警備救難課 ・ 羽咋郡市消防本部 ・ 羽咋警察署 |
| 使用の許可に関する業務 | 使用許可、使用料の徴収、納入 <ul style="list-style-type: none"> ・ 使用許可の件数((2)②参照) ・ 使用料の収入実績((3)参照) |
| 施設、設備及び備品の維持管理及び修繕に関する業務 | 清掃 <ul style="list-style-type: none"> 艇置場・公衆トイレ等委託 保守点検 <ul style="list-style-type: none"> クレーン・フォークリフト・ベルトスリンギー等の点検整備 係船・着岸時の指示 修繕 <ul style="list-style-type: none"> マリンリフトや管理棟などを修繕 警備 <ul style="list-style-type: none"> 管理棟・艇庫の警備を業者に委託 |
| (その他知事が必要と認める業務) | 緊急時の対応・安全管理などの危機管理 <ul style="list-style-type: none"> ・ 危機管理マニュアルの策定、職員への教育 |

| | |
|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急連絡系統図の作成と徹底 ・ 救難所との連携 個人情報の管理状況 <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報の外部漏えい防止策の徹底 |
|--|---|

(2) 施設の利用状況

①利用指標（（設定している場合）利用人数、稼働率などの数値目標）

| 指標 | H21年度 (参考) | H22年度 | 前年度比 | 増減理由 |
|-----------|---------------|--------|------|-----------------------|
| 施設利用者数(人) | 11,507 | 10,404 | 90% | 6月と8月に荒天日が多かったことによる減。 |
| 施設稼働率(%) | 98% | 98% | | |

※ 施設稼働率は、艇置場の数に対する使用数。

②使用許可等の状況

| | 許可件数 | 不許可件数 | 不許可理由 |
|--------|------|-------|-------|
| ボート艇置場 | 125 | 0 | |
| ヨット艇置場 | 15 | 0 | |
| 艇庫 | 3 | 0 | |
| 棧橋 | 5 | 0 | |
| 会議室 | 40 | 0 | |
| マリンリフト | 748 | 0 | |
| 計 | 936 | 0 | |

(3) 使用料の収入実績

利用料金の収入及び減免の状況

(円)

| | 収入額 | 減免額 | 減免理由 |
|-------------|------------|---------|----------|
| ボート艇置場 | 11,577,050 | | |
| ヨット艇置場(大会等) | 379,580 | 39,380 | 教育的観点により |
| 艇庫 | 135,150 | 405,450 | 〃 |
| 棧橋 | 24,080 | | |
| 会議室 | 74,980 | 18,900 | 教育的観点により |
| 給水・シャワー | 118,200 | 40,600 | 〃 |
| マリンリフト | 2,182,300 | 18,900 | 〃 |
| その他(電気・水道) | 75,895 | | |
| 計 | 14,567,235 | 523,230 | |

(4) 収支決算

(千円)

| 収入 | | 支出 | |
|-------|--------|------|--------|
| 利用料収入 | 14,567 | 人件費 | 6,652 |
| | | 光熱水費 | 1,454 |
| | | 修繕費 | 630 |
| | | その他 | 3,720 |
| | | 県納付金 | 2,100 |
| 合計 | 14,567 | 合計 | 14,556 |
| 収支差額 | 11 | | |

(5) その他、県が必要と認める事項（管理の実態を把握するために必要な事項）

①利用者の意見等

(ア) 利用者アンケート結果（平成 22 年 5 月、6 月実施 有効回答数 23 件）

| 項目 | 回答 | | | |
|---------|-----|------|------|----|
| | 良い | 概ね良い | やや悪い | 悪い |
| 利用者サービス | 93% | 7% | 0% | 0% |
| 施設の維持管理 | 87% | 13% | 0% | 0% |

(イ) 利用者からの意見、苦情、要望

| 年月 | 内容 | 対応 |
|-------------|------------------|-----------------|
| 平成 22 年 5 月 | 給水施設を増やしてほしい。 | 県と協議中。 |
| 平成 22 年 6 月 | 利用者との意見交換の機会検討を。 | 利用者協議会等の設置を検討中。 |

②事故、故障等

| 年月 | 内容 | 対応 |
|--------|------|----|
| 平成 年 月 | 該当なし | |
| 平成 年 月 | | |

③その他報告事項など

| |
|--|
| |
|--|

(6) 評価結果

| 評価項目 | 結果 | 所見（工夫、改善点） |
|-----------------------------------|----|--|
| ①サービスの維持・向上や利用促進に向けた取り組みが行われているか。 | A | <ul style="list-style-type: none"> ・従業員全員に対し、気象、海象状況の把握を徹底し、利用者の出港の問い合わせ等に対応している。 ・利用者の意見箱の設置を行い、ニーズの反映に役立っている。 ・ヨット教室の開催およびヨット大会を企画した。 ・イベントをはじめ施設の情報を広くホームページで提供している。 ・利用者の多い時期に営業時間の延長を実施した。 |
| ②施設、設備及び備品の維持管理及び修繕が適切に行われているか。 | B | <ul style="list-style-type: none"> ・艇置場、公衆トイレ等の清掃委託や、管理棟、艇庫の警備委託、クレーン・フォークリフト・ベルトスリンギー等の点検整備により、適切な維持管理が行われている。 ・マリンスリフトや管理棟等を随時修繕し、適切な状態に保たれている。 |

| | | |
|-------------------------------|---|--|
| ③適切に管理運営・危機管理を行う組織・体制となっているか。 | B | <ul style="list-style-type: none"> ・危機管理マニュアルに基づき、職員への教育を徹底した。 ・救難所との連携維持に努めた。 ・安全管理者など、必要な職員の配置がなされており、管理体制も適切である。 ・業務に関する研修・講習が十分なされている。 |
| ④その他、必要と認める事項（例：苦情処理、個人情報保護） | B | <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の外部への漏洩防止策を徹底した。 |
| 総合評価 | B | <ul style="list-style-type: none"> ・施設の設置目的にあった管理運営がなされている。 |

○評価基準

- A（優）：仕様書等に定める水準を上回っている
- B（良）：仕様書等に定める水準を十分に実施している
- C（可）：仕様書等に定める水準を概ね実施しているが、一部改善を期待する部分がある
- D（不可）：仕様書等に定める水準を下回っている

○総合評価

- A（優）：適正であり、優れた実績をあげている
- B（良）：適正である
- C（可）：概ね適正であるが、一部改善を期待する
- D（不可）：改善が必要である

※評価にあたっては、利用者アンケートの結果を考慮するものではないので注意すること

（7）助言・指摘事項